

○甘楽町群馬県の生活環境を保全する条例施行規則

平成12年9月25日

規則第26号

改正 平成28年3月18日規則第4号

令和元年9月18日規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、群馬県の生活環境を保全する条例（平成12年群馬県条例第50号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(騒音特定施設等の設置の届出)

第3条 条例第64条第1項の規定による届出をする者は、騒音特定施設等設置届出書（様式第1号）の正本及びその写し1通を町長に提出しなければならない。

2 条例第64条第1項第5号に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 工場又は事業場の事業内容
- (2) 常時使用する従業員数
- (3) 騒音特定施設等の型式及び公称能力
- (4) 騒音特定施設等の種類ごとの通常の日における使用の開始及び終了の時刻

3 条例第64条第2項（条例第65条第2項において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、特定工場等及びその付近の見取図とする。

(経過措置に伴う届出)

第4条 条例第65条第1項の規定による届出をする者は、騒音特定施設等使用届出書（様式第2号）の正本及びその写し1通を町長に提出しなければならない。

2 前条第3項の規定は、前項の届出について準用する。

(騒音特定施設等の数等の変更の届出)

第5条 条例第66条第1項の規定による届出をする者は、条例第64条第1項第3号に掲げる事項の変更の届出にあつては騒音特定施設等の種類ごとの数変更届出書（様式第3号）、条例第64条第1項第4号に掲げる事項の変更の届出にあつては騒音等の防止の方法変更届出書（様式第4号）の正本及びその写し1通を、町長に提出しなければならない。

2 条例第64条第1項第3号に掲げる事項の変更の届出書には、当該変更に係る騒音特定施設等の種類ごとに第3条第2項第3号及び第4号に掲げる事項を記載しなければならない。

3 条例第66条第1項ただし書に規定する規則で定める範囲は、条例第64条第1項、第65条第1

項又は第66条第1項の規定による届出に係る騒音特定施設等の種類ごとの数を減少する場合及びその数を当該騒音特定施設等の種類に係る直近の届出により届け出た数の2倍以内の数に増加する場合とする。

4 条例第66条第2項において準用する条例第64条第2項の規定により第1項の届出書に添付しなければならない書類は、第3条第3項に規定するものとする。

(騒音特定施設等の設置等の届出に係る受付書)

第6条 町長は、条例第64条第1項、第65条第1項又は第66条第1項の規定による届出を受けたときは、受付書(様式第5号)を当該届出をした者に交付するものとする。

(計画変更勧告)

第7条 条例第67条の規定による勧告は、騒音特定施設等計画変更勧告書(様式第6号)によつてするものとする。

(改善勧告及び改善命令)

第8条 条例第68条第1項の規定による勧告は、騒音特定施設等改善勧告書(様式第7号)によつてするものとする。

2 条例第68条第2項の規定による命令は、騒音特定施設等改善命令書(様式第8号)によつてするものとする。

(氏名の変更等の届出)

第9条 条例第70条第1項において準用する条例第20条の規定による届出をする者は、条例第64条第1項第1号又は第2号に掲げる事項の変更の届出にあつては氏名(名称・住所・所在地)変更届出書(様式第9号)、特定工場等に設置する騒音特定施設等のすべての使用の廃止の届出にあつては騒音特定施設等使用廃止届出書(様式第10号)の正本及びその写し1通を町長に提出しなければならない。

(承継の届出)

第10条 条例第70条第2項で準用する条例第21条第3項の規定による届出をする者は、承継届出書(様式第11号)の正本及びその写し1通を町長に提出しなければならない。

(特定建設作業の実施の届出)

第11条 条例第71条第1項及び第2項の規定による届出をする者は、特定建設作業実施届出書(様式第12号)の正本及びその写し1通を町長に提出しなければならない。

2 条例第71条第1項第5号に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 建設工事の名称並びに発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

(2) 特定建設作業に使用される群馬県の実生活環境を保全する条例施行規則(平成12年群馬県規

則第109号) 別表第16に規定する機械の名称、型式及び仕様

(3) 下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

(4) 届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡場所並びに下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

3 条例第71条第3項の規定により第1項の届出書に添付しなければならない書類は、特定建設作業を伴う建設工事の工程の概要を示した工事工程表で特定建設作業の工程を明示したものとす。

(改善勧告及び改善命令)

第12条 第8条第1項の規定は条例第72条第1項の規定による特定建設作業の改善等の勧告について、第8条第2項の規定は条例第72条第2項の規定に基づく特定建設作業の改善等の命令について、それぞれ準用する。

(飲食店営業等に関する処分)

第13条 第8条第1項の規定は条例第77条第1項の規定による飲食店営業等及び特定営業の改善等の勧告について、第8条第2項の規定は条例第77条第2項の規定による飲食店営業等及び特定営業の改善等の命令について、それぞれ準用する。

(公害防止責任者の届出)

第14条 条例第87条第2項の規定による届出をしようとする者は、公害防止責任者を選任した日から30日以内に、公害防止責任者選任(死亡・解任)届出書(様式第13号)の正本及びその写し1通を町長に提出しなければならない。

2 前項の届出をした者は、その届出に係る公害防止責任者が死亡したとき又はこれを解任したときは、その日から30日以内に公害防止責任者選任(死亡・解任)届出書の正本及びその写し1通を町長に提出しなければならない。

(公害防止責任者の承継届出)

第15条 条例第88条で準用する条例第21条第3項の規定による届出をする者は、承継届出書(様式第11号)の正本及びその写し1通を町長に提出しなければならない。

(立入検査の身分証明書)

第16条 条例第125条第2項の証明書は、様式第14号のとおりとする。

附 則

1 この規則は、平成12年10月1日から施行する。

2 甘楽町群馬県公害防止条例施行規則(平成12年甘楽町規則第1号)は、廃止する。

附 則(平成28年3月18日規則第4号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月18日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

<p>騒音特定施設等設置届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>甘楽町長 様</p> <p style="text-align: right;">住所 届出者 氏名</p> <p>群馬県的生活環境を保全する条例第64条第1項の規定により、騒音特定施設等の設置について、次のとおり届け出ます。</p>							
工場又は事業場の名称		※整理番号					
工場又は事業場の所在地		※受付年月日	年 月 日				
工場又は事業場の事業内容		※施設番号					
常時使用する従業員数		※審査結果					
△騒音又は振動の防止の方法	別紙のとおり。	※備考					
特定施設の種類	騒音特定施設・振動特定施設の別		型式	公称能力	数	使用開始時刻(時・分)	使用終了時刻(時・分)
	騒音特定施設	振動特定施設					

- 備考1 特定施設の種類の欄には、群馬県的生活環境を保全する条例施行規則別表第12又は別表第13に掲げる項番号及び名称を記載すること。
- 2 △騒音又は振動の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、騒音に係るものにあつては、消音器の設置、音源室内の防音装置、遮音柵の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要及び振動に係るものにあつては基礎の防振措置、防振溝の設置等振動の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面・表等を利用すること。
- 3 騒音特定施設・振動特定施設の別の欄の記載については、該当の欄に○印を記載すること。
- 4 ※印の欄には、記載しないこと。
- 5 法人の場合にあつては、「住所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、「氏名」とあるのは「名称及び代表者氏名」とすること。
- 6 別紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

様式第2号(第4条関係)

(規格A4)

騒音特定施設等使用届出書							
						年 月 日	
甘楽町長 様		住所 届出者 氏名					
群馬県的生活環境を保全する条例第65条第1項の規定により、騒音特定施設等について、次のとおり届け出ます。							
工場又は事業場の名称		※整理番号					
工場又は事業場の所在地		※受付年月日		年 月 日			
工場又は事業場の事業内容		※施設番号					
常時使用する従業員数		※審査結果					
△騒音又は振動の防止の方法	別紙のとおり。		※備考				
特定施設の種類	騒音特定施設・振動特定施設の別		型式	公称能力	数	使用開始時刻(時・分)	使用終了時刻(時・分)
	騒音特定施設	振動特定施設					

備考 様式第1号の備考に同じ。

騒音特定施設等の種類ごとの数変更届出書										
								年 月 日		
甘楽町長 様				住所 届出者 氏名						
群馬県的生活環境を保全する条例第66条第1項の規定により、騒音特定施設等の種類ごとの数の変更について、次のとおり届け出ます。										
工場又は事業場の名称						※整理番号				
工場又は事業場の所在地						※受付年月日		年 月 日		
						※施設番号				
						※審査結果				
						※備考				
特定施設の種類	騒音特定施設・振動特定施設の別		型式	公称能力	数		使用開始時刻		使用終了時刻	
	騒音特定施設	振動特定施設			変更前	変更後	変更前(時・分)	変更後(時・分)	変更前(時・分)	変更後(時・分)

備考1 特定施設の種類ごとの数に変更がある場合であっても、条例第66条第1項ただし書の規定により届出を要しないこととされているときは、当該特定施設の種類については、記載しないこと。

2 様式第1号の備考1及び3から6までに同じ。

様式第4号(第5条関係)

(規格A4)

騒音等の防止の方法変更届出書			
			年 月 日
甘楽町長 様		住所 届出者 氏 名	
群馬県の生活環境を保全する条例第66条第1項の規定により、騒音又は振動の防止の方法の変更について、次のとおり届け出ます。			
工場又は事業場の 名 称		※整 理 番 号	
工場又は事業場の 所 在 地		※受 付 年 月 日	年 月 日
△騒音又は振動 の 防 止 の 方 法	変 更 前	変 更 後	※施 設 番 号
	別紙のとおり。		※審 査 結 果
			※備 考

備考 様式第1号の備考2及び4から6までに同じ。

様式第5号(第6条関係)

(規格A4)

受 付 書

第 年 月 日
号 日

様

甘楽町長 印

群馬県の生活環境を保全する条例第64条第1項(第65条第1項、第66条第1項)の規定による騒音特定施設等の設置届出書(騒音特定施設等使用届出書、騒音特定施設等の種類ごとの数変更届出書、騒音等の防止の方法変更届出書)を受け取りました。

騒音特定施設等計画変更勧告書

住 所
氏 名

群馬県的生活環境を保全する条例第67条の規定により、次のとおり計画の変更を勧告します。

年 月 日

甘楽町長 印

1 勧告の区分

年 月 日付届出に係る騒音特定施設等の騒音又は振動の防止の方法(使用の方法・配置)に関する計画の変更

2 勧告の内容

3 勧告の理由

4 そ の 他

備考 様式第1号の備考5に同じ。

騒音特定施設等改善勧告書

住 所

氏 名

群馬県的生活環境を保全する条例第68条第1項の規定により、次のとおり改善を勧告します。

年 月 日

甘楽町長

印

1 勧告の区分

騒音特定施設等の騒音又は振動の防止の方法(使用の方法・配置)の改善

2 勧告の内容

3 勧告の理由

4 そ の 他

備考 様式第1号の備考5に同じ。

騒音特定施設等改善命令書

住 所
氏 名

群馬県的生活環境を保全する条例第68条第2項の規定により、次のとおり改善を命じます。

年 月 日

甘楽町長 印

1 命令の区分

騒音特定施設等の騒音又は振動の防止の方法(使用の方法・配置)の改善

2 命令の内容

3 命令の理由

4 そ の 他

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、甘楽町長に対して審査請求をすることができます(処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、甘楽町を被告として(訴訟において甘楽町を代表する者は、甘楽町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第9号(第9条関係)

(規格A4)

氏名(名称・住所・所在地)変更届出書 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div> 甘楽町長 様 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">届出者 住所 氏名</div> <p style="font-size: small; margin-top: 20px;">氏名(名称・住所・所在地)に変更があったので、群馬県的生活環境を保全する条例第70条第1項で準用する第20条の規定により、次のとおり届け出ます。</p>			
届出に係る 工場又は事業場	名 称		
	所在地		
変 更 の 内 容	変更前		※整 理 番 号
	変更後		※受付年月日 年 月 日
変 更 年 月 日	年 月 日	※施 設 番 号	
変 更 の 理 由		※備 考	

備考 様式第1号の備考4及び5に同じ。

様式第10号(第9条関係)

(規格A4)

騒音特定施設等使用廃止届出書			
年 月 日			
甘楽町長 様			
届出者 住所 氏名			
特定施設等の使用を廃止したので、群馬県的生活環境を保全する条例第70条第1項で準用する同条例第20条の規定により、次のとおり届け出ます。			
工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受付年月日	
施設の種類		※施設番号	
施設の設置場所		※備考	
使用廃止の年月日	年 月 日		
使用廃止の理由			

備考 様式第1号の備考4及び5に同じ。

様式第11号(第10条及び第15条関係)

(規格A4)

承継届出書				
			年 月 日	
甘楽町長 様		届出者 住所 氏名		
騒音特定施設等(指定事業場)に係る届出者の地位を承継したので、群馬県の生活環境を保全する条例第70条第2項(第88条)で準用する同条例第21条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。				
工場又は事業場の名称		※整理番号		
工場又は事業場の所在地		※受付年月日	年 月 日	
施設の種類		※施設番号		
施設の設置場所		※備考		
承継の年月日	年 月 日			
被承継者	氏名又は名称			
	住 所			
承継の原因				

備考 様式第1号の備考4及び5に同じ。

特定建設作業実施届出書				
				年 月 日
甘楽町長 様		届出者 住所 氏 名		
群馬県の生活環境を保全する条例第71条第1項(第2項)の規定により、特定建設作業について、次のとおり届け出ます。				
建設工事の名称				
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類				
特定建設作業の種類				
特定建設作業に使用される群馬県の生活環境を保全する条例施行規則別表第16に規定する機械の名称、形式及び仕様				
特定建設作業の場所				
特定建設作業の実施期間	自	年	月	日
	至	年	月	日
特定建設作業の作業時間	作業開始	作業終了	作業日	実働時間
	自 時	至 時		時間
騒音又は振動の防止の方法				
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	電話番号			
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	電話番号			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号			
※受付	年	月	日	
※審査結果				

- 備考 1 この届出書は、別表16に掲げる特定建設作業の種類ごとに提出すること。
- 2 特定建設作業の種類欄には、別表16に掲げる作業の種類を記載すること。
- 3 特定建設作業の実施の期間欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示すること。
- 4 特定建設作業の開始及び終了の時刻の欄の記載にあたっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめて差し支えない。
- 5 様式第1号の備考4から6までに同じ。

公害防止責任者選任(死亡、解任)届出書

年 月 日

甘楽町長 様

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては、その代表者の氏名
電話番号

群馬県の生活環境を保全する条例第87条第2項の規定により、公害防止責任者について、次のとおり届け出ます。

指定事業場の名称		※整理番号	
指定事業場の所在地		※受付年月日	年 月 日
指定事業場の従業員数		※指定事業場の番号	
施設の区分		施設の種類	
騒音特定施設 (別表第12に掲げる施設)			
振動特定施設 (別表第13に掲げる施設)			
騒音発生施設 (騒音規制法施行令別表第1に掲げる施設)			
振動発生施設 (振動規制法施行令別表第1に掲げる施設)			
公害防止責任者	選任年月日	年 月 日	
	職名		
	氏名		
	△経歴	別紙1のとおり。	
	管理する業務の範囲		
選任の事由			
公害防止責任者	死亡・解任年月日	年 月 日	
	職名		
	氏名		
	管理していた業務の範囲		
解任の事由			

- 備考 1 公害防止責任者を2人以上選任する場合は、公害防止責任者の欄を追加して記載すること。
2 ※印の欄には、記載しないこと。
3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別紙1

経 歴 書

住 所
氏 名
生年月日 年 月 日

1 最終学歴

年 月 日 卒業

2 職 歴

年 月 日	企 業 名	担 当 業 務
年 月 日 }		
年 月 日		
年 月 日 }		
年 月 日		
年 月 日 }		
年 月 日		

3 資 格

取 得 年 月 日	資 格 の 種 類
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	

備考 職歴及び資格については、公害防止に関するものを記載すること。

様式第14号(第16条関係)

表 面

←----- 12センチメートル ----->	
第 号	
群馬県の生活環境を保全する条例第125条第2項 の規定による身分証明書	
職及び氏名	
年 月 日生	
年 月 日発行	
市町村長	印

8センチメートル

裏 面

群馬県の生活環境を保全する条例(抜粋)
(報告及び検査)
第125条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、次の表の第1欄に掲げる者に対し、第2欄に掲げる状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、第3欄に掲げる場所に立ち入り、第4欄に掲げる施設若しくは物その他の物件を検査させることができる。
(表省略)
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
第137条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。
(3) 第125条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

様式第1号 (第3条関係)
様式第2号 (第4条関係)
様式第3号 (第5条関係)
様式第4号 (第5条関係)
様式第5号 (第6条関係)
様式第6号 (第7条関係)
様式第7号 (第8条関係)
様式第8号 (第8条関係)
様式第9号 (第9条関係)
様式第10号 (第9条関係)
様式第11号 (第10条及び第15条関係)
様式第12号 (第11条関係)
様式第13号 (第14条関係)
様式第14号 (第16条関係)